

県都『あきた』改革プラン (第5次秋田市行政改革大綱)

～ 市民とともにつくる新しい秋田 ～

平成23年1月
秋田市

目次

| | | |
|-----|----------------------|----|
| 第1 | 改革の基本的事項 | |
| 1 | これまでの行政改革の取組 | 1 |
| 2 | 新たな行政改革の必要性 | 1 |
| 3 | 行政改革の目的 | 1 |
| 4 | 改革の視点 | 2 |
| | (1) 公共サービスの改革 | 2 |
| | (2) 財政運営の改革 | 4 |
| | (3) 組織・執行体制の改革 | 5 |
| 5 | 改革の項目の体系 | 6 |
| 6 | 計画期間 | 8 |
| 7 | 進捗管理 | 8 |
| 第2 | 改革の項目 | |
| I | 公共サービスの改革 | 9 |
| 1 | 新しい公共の推進 | 9 |
| 2 | 行政サービスの向上 | 12 |
| 3 | 公共施設の利活用 | 15 |
| 4 | 受益と負担の適正化 | 18 |
| II | 財政運営の改革 | 19 |
| 1 | 財政基盤の確立 | 19 |
| 2 | 歳入の確保 | 22 |
| 3 | 歳出の見直し | 24 |
| III | 組織・執行体制の改革 | 28 |
| 1 | 組織体制の見直し | 28 |
| 2 | 危機管理の強化 | 31 |
| 3 | 人事制度の見直しと職員の資質向上 | 32 |
| 4 | 電子自治体の推進 | 34 |
| 5 | 地方公営企業等の改革 | 35 |
| 第3 | 資料 | |
| 1 | 本大綱におけるキーワード | 38 |
| | (1) 経営資源の最適配分 | 38 |
| | (2) 新しい公共の推進 | 39 |
| 2 | これまでの行政改革大綱 | 43 |
| 3 | 本大綱の策定経過 | 44 |
| 4 | 策定体制 | 45 |
| | (1) 策定体制 | 45 |
| | (2) 秋田市行政改革市民委員会設置要綱 | 46 |
| | (3) 秋田市行政改革推進本部設置要綱 | 48 |
| | (4) 秋田市行財政改革実施会議設置要綱 | 50 |

第 1 改革の基本的事項

1 これまでの行政改革の取組

本市では、昭和60年の秋田市行政改革推進本部設置以降、財政環境の変化や地方分権の進展を踏まえ、地方行財政が直面する厳しい環境にこたえ得る、簡素で効率的な行財政運営の確立を目指し、改革の推進に努めてきた。

平成18年度を初年度とする「第4次秋田市行政改革大綱¹」においては、計画期間の4年目に当たる21年度末で実施項目の約7割を達成するなど、一定の成果をあげてきたところであるが、受益と負担の適正化²や民間活力の導入などの分野において、実施に向けた課題が残されている。

2 新たな行政改革の必要性

少子高齢化が急速に進行する中、地方分権・地域主権改革への対応や地球温暖化対策による低炭素社会の実現など、新たな時代の要請にこたえることが急務となっている。

加えて、長引く景気の低迷により歳入の大きな伸びは期待できない一方、福祉関係経費の増加や大規模事業の実施などにより歳出規模の拡大が見込まれており、本市の行財政を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

しかしながら、このような厳しい状況の今こそ変革の大きなチャンスと捉え、聖域を設けることなく、これまでにない抜本的な行財政改革を実行する時である。

こうしたことから、さらなる時代の変化に的確に対応するため、市民とともに進める新たな改革の実施を目指し、平成23年度を計画期間の初年度とする次期行政改革大綱を策定することとしたものである。

3 行政改革の目的

これまでの改革では、行政内部における予算や人員などの削減といったコストカットを主眼とした効率性の追求が強調されてきた。

これからの改革では、こうした効率性の追求のみならず、施策・事業の選択と集中による経営資源³の最適配分を実現する仕組みを構築しなければならない。

さらに、地域社会においては、町内会等の地域団体をはじめNPOや企業

¹ 第4次秋田市行政改革大綱

平成18年度からの5年間を計画期間とし、112の実施項目を盛り込んだ本市の行政改革の指針のこと。

² 受益と負担の適正化

サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保するため、各種行政サービスにかかる施設使用料および事務手数料を見直そうとする取組のこと。

³ 経営資源

企業、行政、各種団体等が経営のために必要な資源のこと。人員、財源、資産などがある。

等の多様な主体が、自らあるいは行政と連携を図りながら**地域の課題を地域で解決する仕組み**を構築することが必要である。

これら2つの新たな仕組みづくりを進め、総合計画⁴に掲げる基本理念の実現を通じて市民サービス⁵の向上を図ることを目的とするものである。

4 改革の視点

地域社会において、今後とも市民が満足度の高い豊かな公共サービス⁶を受けられるよう「**公共サービスの改革**」を進める一方で、行政においては、将来にわたって安定的な財政基盤を確立するための「**財政運営の改革**」と社会経済情勢の変化に適応した行政組織への転換を図るための「**組織・執行体制の改革**」を一体的かつ強力に推進することとする。

(1) 公共サービスの改革

かつては、子育てや介護などは家族が担い、道路の除雪や防犯・防災活動などは地域住民が協力して行うなど、家族の課題は家族で、地域の課題は地域で解決するという地域における相互扶助やコミュニティが機能していた。

近年、都市化・核家族化の進行、さらには単身世帯の増加による地域への帰属意識の希薄化等に伴い、子育てや介護、道路の除雪などを家族や地域コミュニティだけで担うことが困難になってきており、公共サービスをもっぱら提供してきた行政がその役割を拡大し対応してきた。

しかしながら、社会経済情勢の変化とともに今後ますます複雑化・高度化かつ増大する市民ニーズに対し、厳しい財政状況や職員数の減少等により行政だけで対応し得る範囲には限界があることから、近い将来、従来の行政のやり方だけでは対応できない領域が生じることが見込まれている。

このような状況に対応し、将来にわたって公共サービスの維持、向上を図り、地域住民の満足度を最大限向上させるためには、行政と市民との適切な役割分担のもとで、自助・共助・公助⁷がバランス良く融合した地域社会の形成を目指すことが必要である。

⁴ 総合計画

各自治体における将来のまちづくりの基本理念や将来都市像を実現するための政策の方向性、それに基づく施策などを示した計画のこと。本市では、「ともにづくり ともに生きる 人・まち・くらし」を基本理念とした県都『あきた』成長プラン（計画期間は平成23年度から27年度の5年間）を策定し、次世代に引き継ぐことができる元気な秋田市づくりを進めることとしている。

⁵ 市民サービス

市民が受けるサービスの総称のこと。ここでは、地方自治法にある「住民福祉」を意味する。同法では、地方公共団体は住民福祉の増進を図ることを基本とすることが規定されている。

⁶ 公共サービス

行政のみならず、NPO等を含む民間によっても提供されるサービスで、生活する上で必要ではあるが、個人では解決、調達できないサービスの総称のこと。

⁷ 自助・共助・公助

個人や家族が自ら解決できることは個人・家族が行い（自助）、個人・家族では解決できないことは地域社会が行い（共助）、地域社会では解決できないことは行政（公助）が行うという、小さな単位から大きな単位へ順に補完して課題解決を図る考え方のこと。

こうした考え方を基本に、これまで進めてきた家族・地域の絆づくりや市民協働等のさらなる推進に加え、NPOや企業など地域のさまざまな力を結集して多様な主体が公共サービスの担い手となる「新しい公共」の推進に向けた環境づくりに取り組むこととする。

また、市民に身近な窓口サービスのさらなる改善や市民の利便性の向上など、行政サービス⁸の向上にも取り組むほか、施設利用など行政サービスの利用における市民間の負担の公平性を確保するため、受益と負担の適正化について引き続き取組を進めていく。

さらに、公共施設は市民の共有財産であるとの認識の下、一元的に管理し、長期的な視点でその保全を図る仕組みを検討するほか、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて施設のあり方や果たすべき機能を見直しながら、できる限り既存施設の有効利用に努める。

具体的には、

- 市民協働⁹の一層の推進や地域住民およびNPOなど多様な主体によるサービス提供等、**新しい公共の推進**
 - 窓口サービスの改善や証明書等自動交付機の利用拡大により利便性の向上を図る、**行政サービスの向上**
 - 公共施設の維持管理の合理化および効率化等を通じた、**公共施設の利活用**
 - 施設使用料や事務手数料の見直しなど、コスト負担の公平性を確保する、**受益と負担の適正化**
- などに取り組み、公共サービスの改革を進める。

【公共サービスの改革の目標】（秋田市しあわせづくり市民意識調査より）

- ・秋田市の住みごちを「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と感じている市民の割合 **75.0%以上**
(平成17年度調査 68.3%、20年度調査 66.9%)
- ・NPO、ボランティア活動などの市民活動へ「関心がある」「ある程度関心がある」市民の割合 **60.0%以上**
(平成17年度調査 48.7%、20年度調査 42.5%)
- ・NPO、ボランティア活動などの市民活動へ「積極的に参加している」「ときどき参加している」市民の割合 **20.0%以上**
(平成17年度調査 10.2%、20年度調査 9.3%)

⁸ 行政サービス

行政（市）が提供するサービスの総称のこと。

⁹ 市民協働

市民と市が共通の目的を達成するために、協力して働くこと。

(2) 財政運営の改革

歳出においては、公債費¹⁰が臨時財政対策債¹¹の増発に伴い高止まり傾向にあるほか、大規模事業が始動していることから、このまま推移すると歳出規模が拡大することが見込まれている。その一方で、歳入においては、市税収入の大幅な回復が期待できないことに加え、地方財政計画¹²の規模の縮小および平成27年度以降における合併算定替¹³の終了等により、地方交付税が大幅に減少することが明らかになっている。

こうした中、真に必要とされる主要施策を推進し、総合計画において目指す基本理念を実現するためには、中長期的な財政見通しの下、歳入歳出の徹底した見直しを行うことなどにより、基金¹⁴の取り崩しによらず、歳入規模に見合った歳出構造への転換を図り、将来においても安定的な財政運営を維持していく必要がある。

具体的には、

- 中長期的な財政見通しに基づく、安定した**財政基盤の確立**
 - 適正な債権管理と未収金の解消などによる、**歳入の確保**
 - 全ての事務事業を対象にゼロベースからの見直し、成長分野として位置づける施策への重点配分など、選択と集中による経営資源の最適配分を目指す、**歳出の見直し**
- などに取り組み、**財政運営の改革**を進める。

【財政運営の改革の目標】

・主要2基金（財政調整基金および減債基金）の取崩額

平成23年度当初予算は30億円以下とし、以降は毎年度抑制しながら、26年度には10億円程度に縮減する。

(平成22年度当初予算取崩額 39.7億円)

¹⁰ 公債費

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金等の義務的な経費のこと。

¹¹ 臨時財政対策債

地方財政計画における地方の財源不足に対処するため、特例として発行される地方債のこと。

¹² 地方財政計画

翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込について内閣が作成し、公表している計画のこと。

¹³ 合併算定替

合併後であっても、合併がなかったものと仮定して、合併前の旧市町村ごとに算定した普通交付税額の合算額を保障し、合併による普通交付税算定上の不利益を被ることのないよう配慮した算定方法のこと。

¹⁴ 基金

地方公共団体が、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産のこと。

(3) 組織・執行体制の改革

歳出の削減と職員数の適正化を進める中で、少子高齢化の進行など社会経済情勢の変化に伴い、住民ニーズはますます高度化かつ多様化してきている。

また、市民の安全安心の確保に向け、災害や事故の発生に備える危機管理体制の強化が求められている。

このような状況に適切に対応するためには、職員一人ひとりの資質や業務遂行能力の向上を図るとともに、総合計画の施策体系に沿った合理的かつ効率的な組織を構築するなど、現在の組織・執行体制のあり方を見直す必要がある。

具体的には、

- 職員数の適正化を図りつつ、総合計画に対応した組織機構の構築などによる、**組織体制の見直し**
- 危機管理体制の充実やコンプライアンス¹⁵のさらなる推進などによる、**危機管理の強化**
- 人事評価制度や職員研修の見直しなどによる、**人事体制の見直しと職員の資質向上**
- 各種業務の電子化による、**電子自治体の推進**
- 市立秋田総合病院の経営形態の見直しなど、**地方公営企業等の改革**などに取り組み、**組織・執行体制の改革**を進める。

【組織・執行体制の改革の目標】

| | |
|---|--------------------|
| ・平成27年4月1日時点の総職員数 | 2,990人 |
| | (平成22年4月1日 3,263人) |
| ・平成27年4月1日時点の人口千人 当たりの普通会計 ¹⁶ 職員数 | 7.12人 |
| | (平成22年4月1日 7.62人) |

¹⁵ コンプライアンス

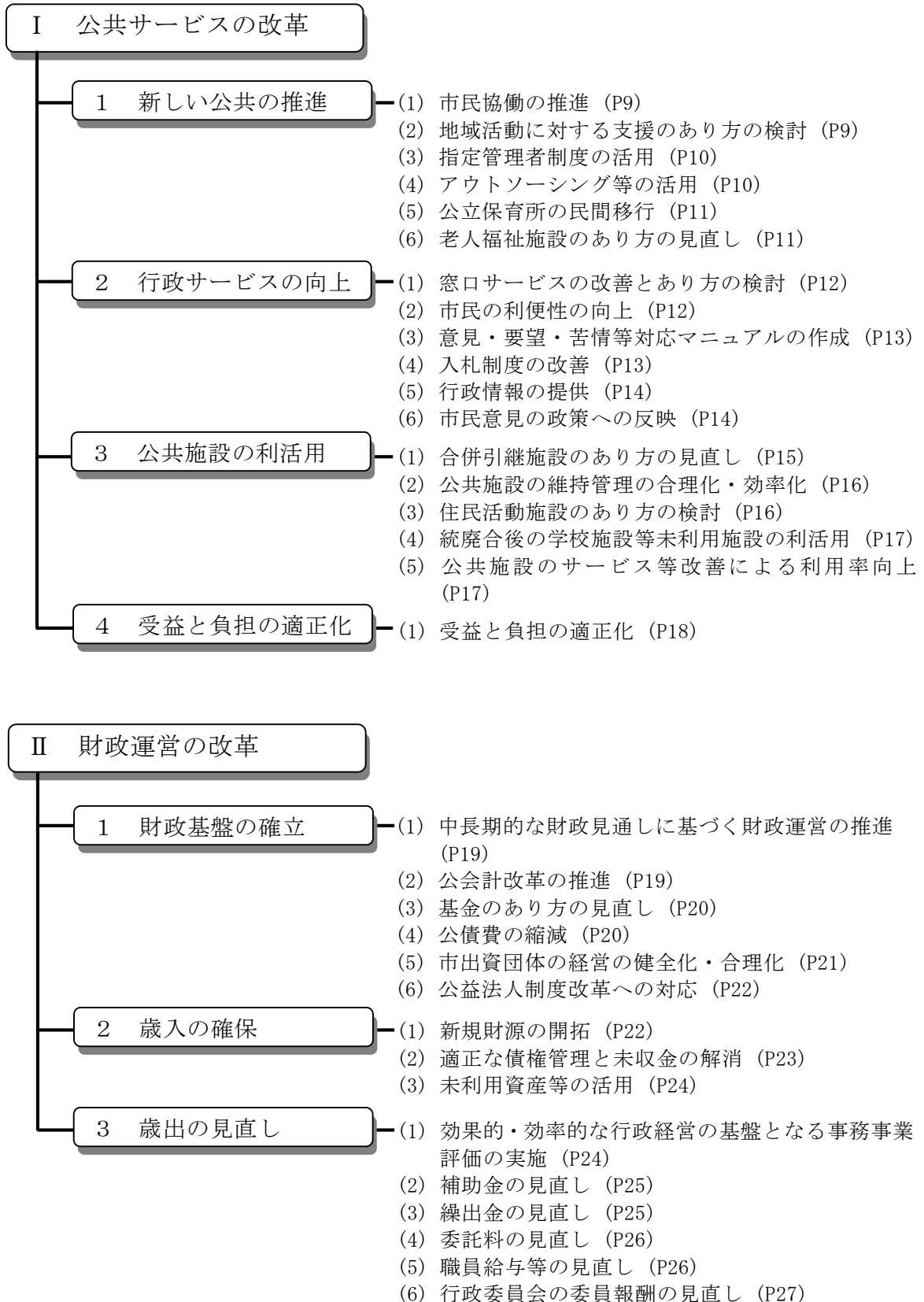
法令はもとより、社会の良識やルールなども遵守する、市民に信頼される市政運営への取組のこと。

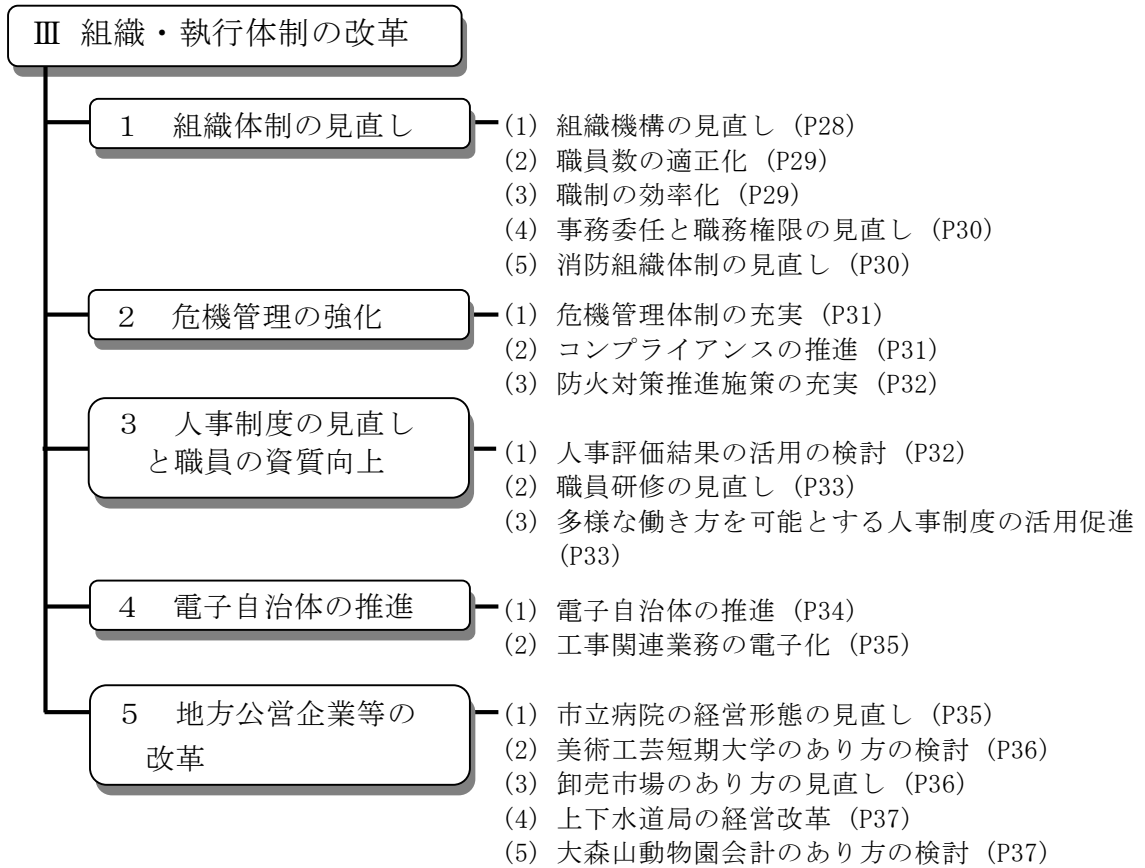
¹⁶ 普通会計

地方公共団体全体の財政状況を明らかにするとともに、地方公共団体相互間の比較を可能とする観点から、総務省が定める統一的な方法により、公営事業会計等と区分し、一般行政部門の会計として整理した会計のこと。本市では、一般会計のほか、特別会計のうち、土地区画整理会計、市有林会計、市営墓地会計および母子寡婦福祉資金貸付事業会計が該当する。

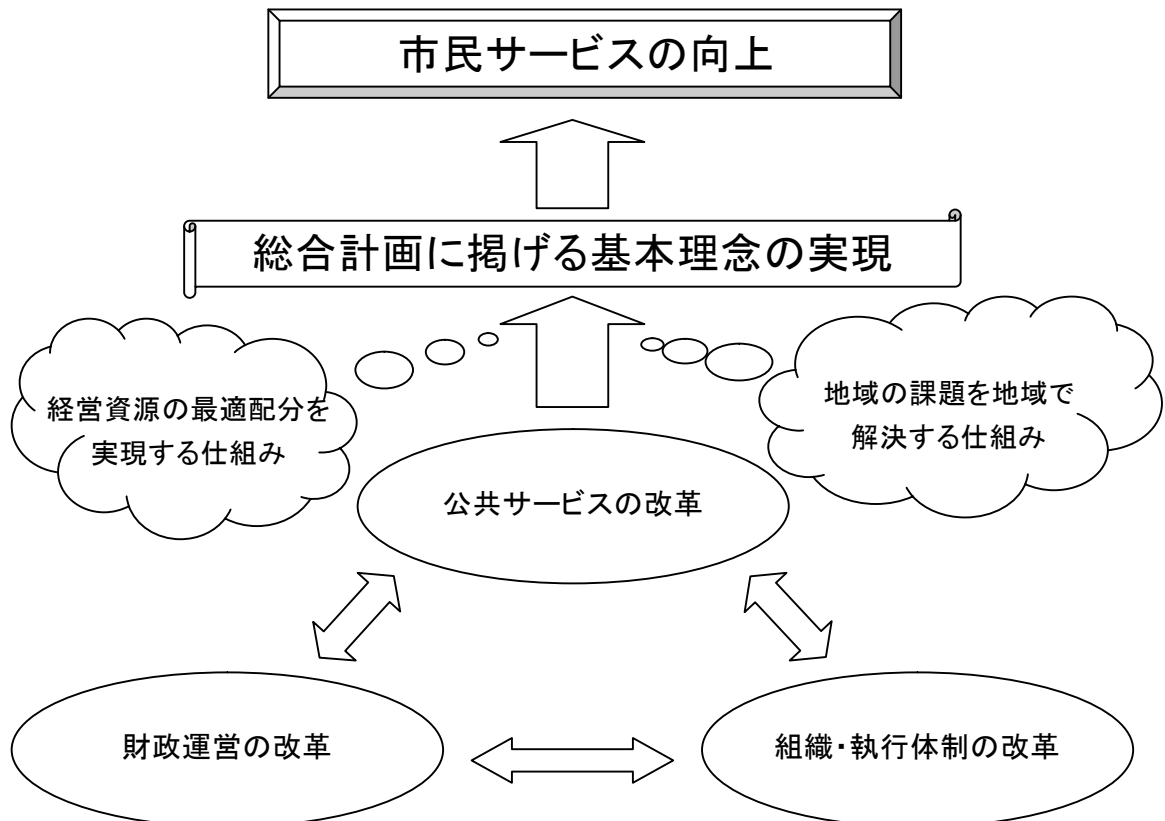
5 改革の項目の体系

「4 改革の視点」に基づき実施する改革の項目を体系化すると、以下のとおりである。





《全体イメージ図》



6 計画期間

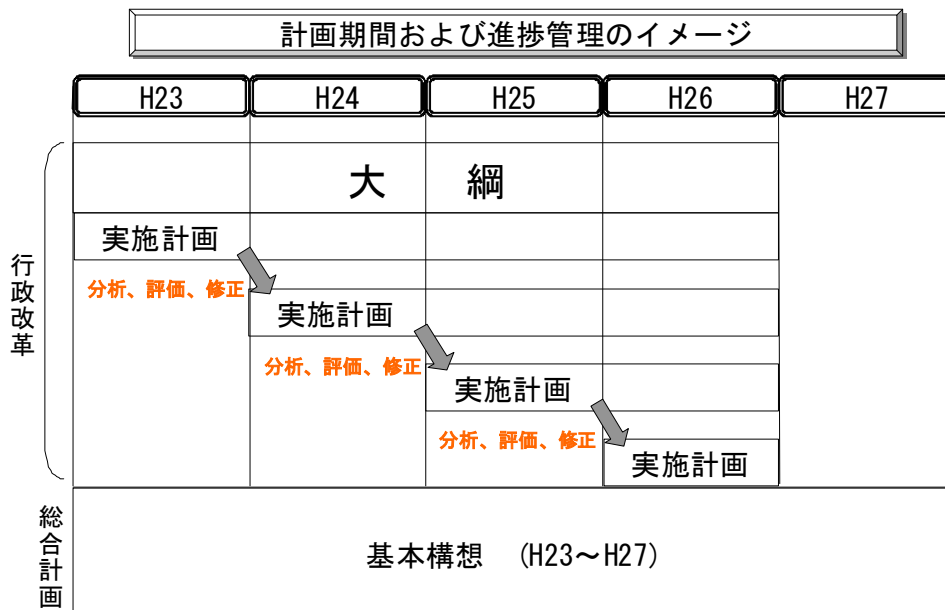
本大綱の計画期間は、平成23年度を初年度として4年間とする。

7 進捗管理

本大綱の着実な推進のために、市長を本部長とした秋田市行政改革推進本部において、大綱の進捗状況を管理することとする。

また、大綱に基づき策定する実施計画に具体の取組を掲載し、社会経済情勢や市民ニーズの変化へ適切に対応するとともに、改革の成果を確実にあげるため、市民目線に立ち、毎年の取組状況に応じて、同計画の分析、評価、修正、実行という作業（ローリング）を行うこととする。

改革の実施に当たっては、目標年度にとらわれず実施時期を前倒しするなど、スピード感を持って取り組むものとする。



第2 改革の項目

【実施目標年度にかかる表記の凡例】

-----▶ 検討／準備手続等

○ 実施／方針決定

————▶ 継続実施

I 公共サービスの改革

1 新しい公共の推進

(1) 市民協働の推進

市民協働・都市内地域分権による地域課題の解決や公共サービスの提供など、特色ある地域づくり、まちづくりを進める。

また、市民やNPOなど多様な主体による新しい公共を推進するための環境整備に取り組む。

| | |
|-------|--------------------------------|
| 改革の効果 | 市民協働への意識が高揚し、市政への住民参加機会が拡充される。 |
|-------|--------------------------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|--|--------|--------|--------|-------|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・市民協働によるまちづくりの推進 市民活動団体への活動およびネットワーク形成支援等 | -----▶ | ○ | ————▶ | ————▶ |
| ・市民協働による新たな支援策の実施 | ○ | ————▶ | ————▶ | ————▶ |
| ・道路除排雪対象路線の見直しと地域支援策の検討 | -----▶ | -----▶ | -----▶ | ○ |
| ・地域における自殺対策力の強化 | ○ | ————▶ | ————▶ | ————▶ |

(2) 地域活動に対する支援のあり方の検討

町内会などの地域活動団体への支援策を検討する。

| | |
|-------|------------------|
| 改革の効果 | 地域自治活動の活性化が図られる。 |
|-------|------------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|--------------------|--------|-----|-------|-------|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・町内会等に対する新たな支援策の実施 | -----▶ | ○ | ————▶ | ————▶ |

(3) 指定管理者制度¹⁷の活用

公の施設の管理において、指定管理者制度を効果的に活用する。

| | |
|-------|------------------------------------|
| 改革の効果 | 民間活力の活用により、利用者サービスの向上や経費の縮減等が図られる。 |
|-------|------------------------------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------|-----|-----|-----|--|--------------|--|--|--------------|--|--|--|--|--|--|
| | H23 | H24 | H25 | H26 | | | | | | | | | | | |
| ・制度の導入 | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">北部市民サービスセンター</td> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>河辺市民サービスセンター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雄和市民サービスセンター</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | 北部市民サービスセンター | } | ○ | | | 河辺市民サービスセンター | | | 雄和市民サービスセンター | | | | | | |
| 北部市民サービスセンター | } | | | ○ | | | | | | | | | | | |
| 河辺市民サービスセンター | | | | | | | | | | | | | | | |
| 雄和市民サービスセンター | | | | | | | | | | | | | | | |
| 屋内体育施設 | -----> | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| ・モニタリング体制の充実 | ○ | | | | | | | | | | | | | | |

(4) アウトソーシング¹⁸等の活用

アウトソーシングなどの手法を用いて、民間活力を有効に活用する。

| | |
|-------|------------------------|
| 改革の効果 | 施策事業の効率的かつ効果的な推進が図られる。 |
|-------|------------------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|----------------------|--------|--------|--------|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・公園管理事務所への民間活力の導入 | ----- | ----- | -----> | ○ |
| ・学校給食における調理業務民間委託の推進 | ○ | -----> | | |

¹⁷ 指定管理者制度

公の施設について、利用者へのサービスの向上や経費の縮減等を目的に、その管理運営を法人その他の団体へ代行させる制度のこと。

¹⁸ アウトソーシング

業務の一部または全部を外部の機関等へ委託すること。

(5) 公立保育所の民間移行

平成25年度までに民間移行することが決定している2施設を含めて、29年度までに段階的に民間移行を進めていく。

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 改革の効果 | 保育ニーズに対して、柔軟かつ迅速、また、効率的に対応することが可能となる。 |
|-------|---------------------------------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|-----------------------------|--------|--------|--------|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・民間移行 | | | | |
| 川尻保育所 | ○ | | | |
| 港北保育所 | -----> | | ○ | |
| 手形第一保育所、保戸野保育所 | -----> | -----> | | ○ |
| その他の保育所については平成29年度までに段階的に移行 | -----> | -----> | -----> | |

(6) 老人福祉施設のあり方の見直し

市内5か所（八橋、旭南、川口、外旭川、河辺）の公設老人デイサービスセンターについて、民間移行等を進める。

| | |
|-------|-------------------------|
| 改革の効果 | 市民ニーズに即したサービスの提供が可能となる。 |
|-------|-------------------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|-------------------------|--------|--------|--------|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・公設老人デイサービスセンターのあり方の見直し | -----> | -----> | -----> | ○ |

2 行政サービスの向上

(1) 窓口サービスの改善とあり方の検討

フロア案内人の配置や案内板の設置などにより、快適な窓口サービスの提供に取り組む。

| | |
|-------|---------------------|
| 改革の効果 | 窓口を利用する市民の満足度が向上する。 |
|-------|---------------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|-------------------------|--------|-------|-------|-------|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・相談窓口へのパーティションおよび個室の設置 | ○ | | | |
| ・フロア案内人の配置 | ○ | | | |
| ・新庁舎建設に向けた窓口サービスのあり方の検討 | ----- | ----- | ----- | ○ |
| ・接遇研修の強化 | ○ | ----- | ----- | ----- |
| ・窓口対応マニュアルの作成および見直し | ○ | ----- | ----- | ----- |

(2) 市民の利便性の向上

申請書の簡略化や各種証明書等自動交付機の利用拡大を図り、便利でわかりやすい窓口づくりを進める。

| | |
|-------|---------------------|
| 改革の効果 | 市民にとって、窓口の利便性が向上する。 |
|-------|---------------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|----------------------------------|--------|-------|-------|-------|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・自動交付機の増設（5台→6台） | ----- | ○ | | |
| ・「あきた市民カード」の普及 （目標普及率21%→35%） | ○ | ----- | ----- | ----- |
| ・申請書の簡略化 | ○ | ----- | ----- | ----- |

(3) 意見・要望・苦情等対応マニュアルの作成

市民からの意見、要望、苦情等に的確に対応するため、共通マニュアルを作成する。

| | |
|-------|-----------------------|
| 改革の効果 | 全課所室で統一した対応をとることができる。 |
|-------|-----------------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|--------------|--------|-----|-----|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・ 共通マニュアルの作成 | ○ | | | |

(4) 入札制度の改善

業者の格付時に地域貢献度¹⁹などの評価を加えるほか、総合評価落札方式²⁰を導入するなど、入札制度の改善を図る。

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 改革の効果 | 地域の発展に積極的に貢献する業者数の増加や工事等の品質向上が図られる。 |
|-------|-------------------------------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|---------------------------|--------|-----|-----|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・ 総合評価落札方式の導入（平成22年度から試行） | -----> | ○ | | |
| ・ 格付基準の改正 | ○ | | | |
| ・ 業務委託に対する最低制限価格制度の導入 | ○ | | | |

¹⁹ 地域貢献度

企業等が行う地域社会へ貢献する活動状況のこと。本市では、災害時における対応、秋田市消防団協力事業所の認定、男女共同参画職場づくり事業への参加などの項目を位置づけている。

²⁰ 総合評価落札方式

入札価格のほかに、地域貢献度や技術力等も評価項目とした総合的な評価のもと、総合点数の最も高い者を落札者とする方式のこと。

(5) 行政情報の提供

公文書管理法の趣旨にのっとり例規等を整備し、適正かつ効率的な公文書管理を行う。

また、申請に対する処分の審査基準、不利益処分の処分基準、行政指導指針等を定める要綱等について、ホームページや資料閲覧コーナーで公表する。

| | |
|-------|--|
| 改革の効果 | 貴重な歴史資料や処分の基準などの行政情報が、より容易に入手できるようになる。 |
|-------|--|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|--------------------|--------|-----|-----|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・要綱等の審査・公表 | ○ | | | → |
| ・公文書等の管理に関する例規等の整備 | ○ | | | → |

(6) 市民意見の政策への反映

市と市民との信頼関係を高めるため、市民が情報入手しやすく、また、市民から意見を提示しやすいような工夫により、市政参加の拡大につながる双方向のコミュニケーションづくりを進める。

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 改革の効果 | 市政に対する市民の信頼が増すとともに、政策へ市民意見が適切に反映される。 |
|-------|--------------------------------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|--|--------|-----|-----|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・各課ホームページの情報更新頻度の増加 | ○ | | | → |
| ・市長ふれあいトーク、対話集会、ワークショップ等による市民の意見を聴取する機会の充実 | ○ | | | → |

3 公共施設の利活用

(1) 合併引継施設のあり方の見直し

平成17年の市町合併により引き継いだ施設のうち、利用率や類似施設の配置状況等からあり方の見直しが必要な施設について、統廃合も含めた方向性を検討する。

| | |
|-------|---------------------------|
| 改革の効果 | 施設にかかるコスト軽減や適切な管理運営が図られる。 |
|-------|---------------------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|------------------------|------------|--------|--------|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・施設の見直し | | | | |
| ふれあい交流館かわべ駐車場の管理方法の見直し | ○ (H22) | | | |
| 河辺農林漁業資料館の管理運営の見直し | -----> | -----> | ○ | |
| 秋田市観光施設再編方針に基づく施設再編 | -----> | -----> | ○ | |
| ・施設の廃止等 | | | | |
| 河辺戸島ふるさとセンターの譲渡 | -----> | ○ | | |
| 雄和中の沢多目的研修集会施設の譲渡 | -----> | ○ | | |
| 雄和農林漁家高齢者センターの廃止 | -----> | ○ | | |
| 河辺畜産経営環境整備施設の譲渡 | -----> | ○ | | |
| 雄和ふるさとセンターの休・廃止 | -----> | ○ | | |
| 雄和山水荘の処分 | -----> | -----> | -----> | ○ |

(2) 公共施設の維持管理の合理化・効率化

長期的視野に立ったファシリティマネジメント²¹の考えに基づき、公共施設全体の最適化を図る。

| | |
|-------|---|
| 改革の効果 | 公共建築物の保全および維持管理における統一的な管理方策の構築で、コスト削減が図られる。 |
|-------|---|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|---|--------|--------|-----|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・ 公共施設の一元管理に向けた取組 施設保全台帳の整備および中長期保全計画の策定 | -----> | ○ | | |
| ・ 太平山リゾート公園施設および太平山スキー場のあり方の検討 | | -----> | ○ | |

(3) 住民活動施設のあり方の検討

住民ニーズに即した施設配置や運営を実現するため、市民サービスセンター等の整備方針を見据え、住民活動施設のあり方を検討する。

| | |
|-------|------------------------------------|
| 改革の効果 | 住民ニーズを踏まえた住民活動施設の整備、維持継続を図ることができる。 |
|-------|------------------------------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|-----------------------------------|--------|--------|--------|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・ 市民サービスセンターの整備 | | | | |
| 北部地域、河辺地域、雄和地域 | ○ | | | |
| 中央地域(新庁舎の建設に併せて、平成27年度までに整備する方針) | -----> | -----> | -----> | ○ |
| 東部地域(既存施設の活用等も含め、平成27年度までに整備する方針) | -----> | -----> | -----> | ○ |
| 南部地域(既存施設の活用等も含め、平成27年度までに整備する方針) | -----> | -----> | -----> | ○ |

²¹ ファシリティマネジメント

市が所有する施設を一元的に管理し、経営的視点で運営管理・活用を図るための取組のこと。

(4) 統廃合後の学校施設等未利用施設の利活用

未利用施設の有効活用を図るとともに、活用困難な施設の解体や土地売却を円滑に進めるための全庁的なシステムを構築する。

| | |
|-------|--|
| 改革の効果 | 未利用施設の活用について、市のみならず民間活用や売却も含めた幅広い対応が可能となる。 |
|-------|--|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|--------------------------|--------|-----|-----|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・ 統廃合後の学校施設の利活用指針策定 | ○ | | | |
| ・ 未利用施設にかかる利活用手法の構築および運用 | ○ | | | → |

(5) 公共施設のサービス等改善による利用率向上

公共施設の利用予約の利便性向上、施設間での情報共有体制の構築、使用目的の拡大などを検討する。

| | |
|-------|-------------------|
| 改革の効果 | 公共施設の利用率の向上が図られる。 |
|-------|-------------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|----------------------|--------|-----|-----|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・ 文化施設における年間パスポートの発行 | → | ○ | | |

4 受益と負担の適正化

(1) 受益と負担の適正化

本市が提供するサービスの利用に係る受益と負担の適正化を図るため、施設使用料²²や事務手数料²³の見直しなどを行う。

| | |
|-------|-------------------------------|
| 改革の効果 | サービス利用に当たっての負担の公平性と適正性が確保される。 |
|-------|-------------------------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|--------------------------|--------|-----|-----|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・施設使用料の見直し | → | ○ | | |
| ・事務手数料の見直し | → | ○ | | |
| ・減免制度 ²⁴ の見直し | → | ○ | | |

²² 施設使用料

公の施設を利用する場合に支払う料金のこと。本市では、平成20年3月に「秋田市公共施設の使用料設定における基本方針」を策定し、料金を見直すこととしている。

(例) 集会施設や運動施設等の使用料、動物園の入園料など

²³ 事務手数料

地方公共団体によって提供された公務に対して支払う料金のこと。本市では、平成22年3月に、現行手数料の検証に当たっての基本的な考え方を取りまとめ、料金を見直すこととしている。

(例) 納税証明書や課税証明書等の各種証明書、住民票の交付手数料など

²⁴ 減免制度

自然災害などにより損害を受けた場合のほか、経済的な理由や公益上の理由がある場合に、法律や条例等に基づき、税や料金の負担の一部を軽減またはその全部を免除する制度のこと。

II 財政運営の改革

1 財政基盤の確立

(1) 中長期的な財政見通しに基づく財政運営の推進

毎年度、中長期財政見通しを作成、公表し、これを財政運営の指針としながら、選択と集中による適切な財源配分などを通じて、歳入に見合う歳出構造への転換を図る。

| | |
|-------|---|
| 改革の効果 | 主要2基金（財政調整基金および減債基金）の取崩額が10億円程度に縮減される。 *平成22年度当初予算取崩額39.7億円 |
|-------|---|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|-----------------|--------|-----|-----|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・中長期財政見通しの作成、公表 | ○ | | | → |

(2) 公会計改革の推進

新地方公会計制度²⁵に基づき作成している財務諸表の有効な活用方法を検討する。

| | |
|-------|------------------------|
| 改革の効果 | 市民が本市の財政状況をより詳しく把握できる。 |
|-------|------------------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|---------------|--------|-------|-------|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・財務諸表の活用方法の検討 | ----- | ----- | ----- | ○ |

²⁵ 新地方公会計制度

平成18年8月31日付けの総務事務次官通知に基づき、地方公共団体において、発生主義の活用および複式簿記の考え方を導入し、公会計の整備推進に取り組むこととした制度のこと。関連団体等も含む連結ベースで、貸借対照表や行政コスト計算書等の財務諸表を作成することとされている。

(3) 基金のあり方の見直し

各々の基金について、不測の事態に備えた弾力的な運用方法やあり方の見直しを行う。

| | |
|-------|-------------------------------|
| 改革の効果 | 各基金の存在意義と活用方針が明確となり、有効に活用される。 |
|-------|-------------------------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|----------------------|--------|-----|-----|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・統合、廃止を含めた各基金のあり方の検証 | ○ | | | → |

(4) 公債費の縮減

市債の新規発行額を抑制するとともに、世代間の公平の観点から、長期の償還年数の選択による償還額の平準化などについて検討する。

| | |
|-------|---|
| 改革の効果 | 一般会計市債残高が、平成22年度末残高見込額の1,455億円以下に抑制される。 |
|-------|---|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|--|--------|-----|-----|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・市債発行額の抑制 市債依存度10%以下へ抑制(臨時財政対策債を除く) | ○ | | | → |
| ・事業に応じた償還期間設定による償還額の平準化 | ○ | | | → |

(5) 市出資団体の経営の健全化・合理化

公社、第三セクターのさらなる経営改善を促進するとともに、競争力の強化と安定した経営基盤の確立を図るため、各団体の今後のあり方について検討する。

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 改革の効果 | 単年度収支が赤字である団体および市からの運営費補助を受ける団体が0になる。 |
|-------|---------------------------------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|---|--------|-----|-----|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・(財)秋田市総合振興公社と(財)雄和环境保全公社の統合に向けた取組 | | | → | ○ |
| ・市出資団体の経営の健全化・合理化 [対象団体] <ul style="list-style-type: none"> ① 太平山観光開発(株) ② 河辺地域振興(株) ③ (株)雄和振興公社 ④ (株)インフォメーションプラザ秋田 ⑤ (財)秋田市総合振興公社 ⑥ (財)秋田市駐車場公社 ⑦ (財)秋田市勤労者福祉振興協会 ⑧ (財)秋田観光コンベンション協会 ⑨ (財)雄和环境保全公社 ⑩ (財)秋田学術振興財団 | ○ | | → | |

(6) 公益法人制度改革への対応

市が所管する財団法人に関し、公益法人制度改革²⁶に適切に対応するため、各団体が移行すべき最適な法人区分を選択できるよう支援する。

| | |
|-------|----------------------|
| 改革の効果 | 全ての団体が最適な法人区分へ移行される。 |
|-------|----------------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|--|--------|-----|-----|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・公益法人制度改革への適切な対応 [対象団体] ① (財)秋田市総合振興公社 ② (財)秋田市駐車場公社 ③ (財)秋田市勤労者福祉振興協会 ④ (財)秋田観光コンベンション協会 ⑤ (財)雄和環境保全公社 ⑥ (財)秋田学術振興財団 | ○ | | | |

2 歳入の確保

(1) 新規財源の開拓

市税をはじめとする自主財源が減少する中で、安定的に財源を確保するため、広告料、貸付料などの新規財源を開拓する。

| | |
|-------|--|
| 改革の効果 | 平成21年度決算額30,374千円以上の歳入増が図られる。 *ふるさと納税、千秋公園さくらファンド、広告料、行政財産貸付料の合計額 |
|-------|--|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|--------------------|--------|-----|-----|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・広告料、貸付料などの新規財源の開拓 | ○ | | | ▶ |

²⁶ 公益法人制度改革

平成20年12月から施行された、いわゆる公益法人制度改革関連3法により実施された制度改革のこと。その1つに、これまでは公益法人設立にあたり主務官庁による許可制であったものが、法人設立にあたっては登記によることとし、公益法人としての認定は、明確な基準による統一的な判断で行うこととした。

(2) 適正な債権管理と未収金の解消

統一的なルールのもと、適正な債権管理を行うとともに、市が保有する未収債権について、その確実な圧縮を図る。

| | |
|-------|---|
| 改革の効果 | 法的措置を含め、債権の種別に応じた徴収を行うことにより効率的な滞納整理が進められるとともに、毎年度、収入(納)率に関して適切に目標設定することで、未収金の縮減が図られる。 |
|-------|---|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|---|--------|-----|-----|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・ 債権管理に関する指導・助言 | ○ | | | → |
| ・ 目標収入(納)率の設定と取組の検証 | ○ | | | → |
| ・ 収入(納)率向上 | | | | |
| 市税－電話催告による早期納付折衝、インターネット公売等 平成23年度目標収納率(現年分)97.68% | ○ | | | → |
| 国民健康保険税－滞納管理システムを活用した電話および文書催告による早期納付折衝 平成23年度目標収納率(現年分)85.61% | ○ | | | → |
| 公営住宅使用料－調停や強制執行等の法的措置の実施 平成23年度目標収入率(現年分)100% | ○ | | | → |

(3) 未利用資産等の活用

市が保有する未利用資産等について、効果的な活用を図るとともに、保有の必要性がない資産は処分する。

| | |
|-------|--------------------|
| 改革の効果 | 効果的な財産活用と歳入増が図られる。 |
|-------|--------------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|--|--------|-----|-----|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・土地など未利用資産の売却および貸付 目標面積 年2,100㎡、目標額 年25,000千円 | ○ | | | → |
| ・有価証券の処分((株)秋田椿台ゴルフクラブほか) | ○ | | | → |

3 歳出の見直し

(1) 効果的・効率的な行政経営の基盤となる事務事業評価の実施

事務事業を必要性、有効性、効率性、経済性の観点や総合計画に掲げる目標達成への貢献度から評価し、見直しや廃止等の方向付けを通じて、行財政全般の改善につなげる。

| | |
|-------|---|
| 改革の効果 | 行政経営システムとして一体的に機能することにより、予算や人員の最適配分が図られる。 |
|-------|---|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|--|--------|-----|-----|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・事務事業評価の実施 (平成22年度評価結果) 執行方法を見直す事業 92件 他事業と統合する事業 19件 縮小する事業 24件 休・廃止する事業 14件 | ○ | | | → |

(2) 補助金の見直し

補助金の費用対効果を検証するとともに、補助効果の低い少額補助金、運営費補助などについて精査し、見直しを行う。

| | |
|-------|---------------|
| 改革の効果 | 適正な予算配分が図られる。 |
|-------|---------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|----------|--------|-----|-----|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・補助金の見直し | ○ | | | → |

(3) 繰出金の見直し

一般会計から特別会計および企業会計への繰り出しについて、歳出の効率化等を進め、繰出金²⁷の見直しを行う。

| | |
|-------|---------------|
| 改革の効果 | 適正な予算配分が図られる。 |
|-------|---------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|------------------------------|--------|-----|-----|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・特別会計および企業会計を対象とした繰出金の積算の見直し | ○ | | | → |

²⁷ 繰出金

一般会計と特別会計など、会計相互間において支出される経費のこと。

(4) 委託料の見直し

委託している業務について、委託料の積算根拠や委託手法の適否について見直しを行う。

| | |
|-------|---------------|
| 改革の効果 | 適正な予算配分が図られる。 |
|-------|---------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|------------------------|--------|-----|-----|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・ 随意契約から一般競争入札への切り替え | ○ | → | | |
| ・ 随意契約の委託料削減（4年間で5%削減） | ○ | → | | |

(5) 職員給与等の見直し

特別職の職員等の給与および職員旅費の見直しを行う。

| | |
|-------|-------------------|
| 改革の効果 | 人件費および旅費の削減が図られる。 |
|-------|-------------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|-----------------------|--------|-----|-----|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・ 特別職給料の削減 | ○ | → | | |
| ・ 利用実態に応じた旅費の支給方法の見直し | ○ | | | |

(6) 行政委員会の委員報酬の見直し

行政委員会の委員報酬について、支給形態や支給額などの見直しを行う。

| | |
|-------|----------------------|
| 改革の効果 | 適正な報酬形態および支給額で支給される。 |
|-------|----------------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|-------------------------------|--------|-----|-----|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・勤務実態に応じた支給形態（月額制・日額制）と支給額の改正 | ○ | | | |

(2) 職員数の適正化

現行の第三次秋田市定員適正化計画を改定し、適正な定員管理を行う。

| | |
|-------|----------------------------|
| 改革の効果 | 適正な職員数となるとともに、人件費の削減が図られる。 |
|-------|----------------------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|--|------------|-----|-----|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・第三次秋田市定員適正化計画の改定 平成27年4月1日時点の総職員数 2,990人 (22年4月1日 3,263人) | ○ (H22) | | | → |

(3) 職制の効率化

管理職の効率的な配置を、総数管理を行いながら進めるとともに、意思決定の迅速化の観点から、全体の職制の見直しを行う。

| | |
|-------|-------------------------------|
| 改革の効果 | 組織の機動力が高まるとともに、意思決定の迅速化が図られる。 |
|-------|-------------------------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|---------------------------------------|--------|-----|-----|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・管理職層の複線型人事管理 ²⁸ に向けた職制の整備 | ---→ | ○ | | |

²⁸ 複線型人事管理

課長から部長に至る従来からの管理職の昇格ルートとは別に、特定の専門的業務に従事する専門職としての昇格ルートを整備して、組織内の役割や職種ごとに処遇や評価を行う制度のこと。職員それぞれの能力の発揮やモチベーションの維持、また組織の活性化が図られる。

(4) 事務委任と職務権限の見直し

市長、副市長のマネジメントの役割を明確にするため、市長から副市長への事務委任の範囲等について検討する。

また、庁内分権の推進を図るため、部長、課長等の専決権限の拡大について検討する。

| | |
|-------|---|
| 改革の効果 | トップマネジメントの強化が図られるとともに、喫緊の課題等への機動的な対応が可能となる。 |
|-------|---|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|--------------------|--------|-----|-----|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・ 市長から副市長への事務委任の実施 | -----> | ○ | | |
| ・ 部長、課長等への専決事項の拡大 | -----> | ○ | | |

(5) 消防組織体制の見直し

都市形態や消防団組織の構成状況の変化への対応および多岐にわたる消防活動の環境整備のため、消防組織のあり方について見直しを行う。

| | |
|-------|------------------|
| 改革の効果 | 災害対応力の充実強化が図られる。 |
|-------|------------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|------------------|--------|-----|-----|--------|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・ 消防団の活動環境等整備の推進 | ○ | | | -----> |

2 危機管理の強化

(1) 危機管理体制の充実

危機管理計画に基づき、市民の生命および財産の安全を守る危機管理体制のさらなる充実を図る。

| | |
|-------|---------------------------|
| 改革の効果 | 危機発生時の被害を最小限に抑えることが可能になる。 |
|-------|---------------------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|------------------------|--------|-----|-----|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・危機管理計画および危機管理マニュアルの運用 | ○ | | | → |

(2) コンプライアンスの推進

事務処理誤り等の未然防止を図るため、コンプライアンスを前提とした危機管理体制を整備する。

| | |
|-------|-----------------------|
| 改革の効果 | 市民に信頼される市政運営の確保が図られる。 |
|-------|-----------------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|---|--------|-----|-----|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・不祥事等の未然防止に向けた危機管理体制の構築 リスク ²⁹ 対策を組み込んだ業務マニュアルの整備 | ○ | | | → |

²⁹ リスク

組織にマイナスの影響を及ぼすような、事務処理誤りや不正等の事象が発生する可能性のこと。

(3) 防火対策推進施策の充実

防火対象物における火災発生危険や人命危険を低減させるための査察体制を強化するとともに、放火による火災の低減を目指した放火防止対策を推進する。

| | |
|-------|--|
| 改革の効果 | 火災発生危険・人命危険のおそれのある防火対象物が減少するとともに、火災件数に占める放火割合が低減される。 |
|-------|--|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|--|--------|-----|-----|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| <ul style="list-style-type: none"> 査察体制の充実強化 予防技術資格者の育成や査察技術の向上を図るための研修制度の充実 | ○ | | | → |

3 人事制度の見直しと職員の資質向上

(1) 人事評価結果の活用の検討

人事評価結果を任用³⁰等の基礎として活用するための仕組みを検討する。

| | |
|-------|-------------------------|
| 改革の効果 | 職員の任用等に係る透明性および公正性が高まる。 |
|-------|-------------------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|--|--------|-----|-----|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| <ul style="list-style-type: none"> 部長級職員の勤勉手当への反映 | → | ○ | | |

³⁰ 任用

昇任や人事異動などにより、特定の職員を特定の職につけること。

(2) 職員研修の見直し

高い使命感、倫理観、意欲を持ち、的確に業務を遂行できるよう、職員の資質向上を図るための研修を充実する。

| | |
|-------|---------------------|
| 改革の効果 | 職場の組織力、職員力の向上が図られる。 |
|-------|---------------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|---------------------|------------|-----|-----|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・秋田市職員研修基本計画の改訂 | ○ (H22) | | | |
| ・実務分野の科目拡大など職員研修の充実 | ○ | | | → |

(3) 多様な働き方を可能とする人事制度の活用促進

育児休業、高齢者部分休業³¹および育児短時間勤務等の休業・短時間勤務制度の活用を促進する。

| | |
|-------|---------------------------------|
| 改革の効果 | 組織の活性化、職員の意欲向上および時間管理の効率化が図られる。 |
|-------|---------------------------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|------------------------|--------|-----|-----|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・任期付職員の採用 | ○ | | | → |
| ・男性職員の育児休業取得率10%に向けた取組 | ○ | | | → |

³¹ 高齢者部分休業

向こう5年以内に定年退職する職員が、週の勤務時間の半分を上限に休業することができる制度のこと。地方公務員法に基づく制度で、退職後のセカンドライフの充実を目的に、地域活動への従事や技能の習得時に取得することができる。

4 電子自治体の推進

(1) 電子自治体の推進

システムのオープン化³²やクラウド化³³などに向けた基幹システム等の見直しを検討するとともに、ファイルサーバーの容量を拡大し、情報インフラを整備する。

また、インターネットを通じて各種申請や手続を行うことができる項目を増やすなど、電子申請サービスを拡充する。

| | |
|-------|---|
| 改革の効果 | 安定したシステム運用と調達コストの低減が図られる。 また、電子申請の利用率の向上が図られる。 |
|-------|---|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|------------------------------|--------|-----|-----|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・ I Tエキスパートによるシステムの見直しおよび最適化 | ○ | | | → |
| ・ 電子申請サービスの拡充 | ○ | | | → |
| ・ 医療機関等へ発出する文書のペーパーレス化 | ○ | | | |

³² オープン化

システム構築や保守メンテナンスなどに必要な情報の公開および標準化により、従来のメーカー1社の製品のみで構成されたシステムから、様々なメーカーの製品の組み合わせで構築されるシステム（オープンシステム）に移行すること。

³³ クラウド化

クラウド化とは「クラウドコンピューティング」に移行すること。

この「クラウドコンピューティング」とは、サービス提供事業者がデータセンターに設置したシステムと利用者のパソコンをインターネット等の通信回線で結び、サービスだけを利用する新しい情報システムの形態のこと。これを導入することによって、情報システムが経済的かつ効率的に利用できる環境が整うとされている。

(2) 工事関連業務の電子化

業務の合理化、効率化や情報の共有化を図るため、公共工事設計積算業務や工事完成図書類の納品について電子化を推進する。

| | |
|-------|--|
| 改革の効果 | 省スペース化やペーパーレス化によるコスト縮減、電子納品による情報の共有化および施設の維持管理の効率化が図られる。 |
|-------|--|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|---------------|--------|-----|-----|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・工事関連業務の電子納品化 | --- | --- | ○ | |

5 地方公営企業等の改革

(1) 市立病院の経営形態の見直し

市立秋田総合病院中期経営計画（平成21年2月策定）に基づく経営の健全化を進める中で、経営形態の基本的な事項について整理を行い、最適な経営形態への移行について検討する。

| | |
|-------|-----------------------|
| 改革の効果 | 良質で安全な医療の継続的な提供が図られる。 |
|-------|-----------------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|--------------------|--------|-----|-----|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・最適な経営形態への移行に関する検討 | --- | ○ | | |

(2) 美術工芸短期大学のあり方の検討

4年制大学化や公立大学法人化など、美術工芸短期大学のあり方に関する検討を進めるとともに、大学の質の向上を図る。

| | |
|-------|---------------------------------|
| 改革の効果 | 大学における教育内容の充実と効率的かつ安定的な経営が図られる。 |
|-------|---------------------------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|--|--------|--------|-----|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・ 4年制大学化および公立大学法人化 (平成25年4月開学を一つの目安として視野に入れた取組) | -----> | -----> | ○ | |

(3) 卸売市場のあり方の見直し

効率的で柔軟な運営が可能となる地方卸売市場への転換を進めるとともに、指定管理者制度を導入する。

| | |
|-------|----------------------------------|
| 改革の効果 | 各種規制緩和により効率的な取引が行われ、市場の活性化が図られる。 |
|-------|----------------------------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|------------------------|--------|--------|--------|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・ 青果部、水産物部の地方卸売市場への転換 | -----> | ○ | | |
| ・ 指定管理者制度の導入 | -----> | ○ | | |
| ・ 花き部の地方卸売市場への転換にかかる検討 | -----> | -----> | -----> | ○ |

(4) 上下水道局の経営改革

地方公営企業として経済性を発揮する視点から、適正な定員管理、施設の統廃合などを進めるとともに、包括的民間委託³⁴導入の検討を進め、効率化を図る。

| | |
|-------|--------------|
| 改革の効果 | 経営の健全化が図られる。 |
|-------|--------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|---|--------|--------|--------|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・職員数の適正化 平成27年4月1日時点の総職員数 200人 (22年4月1日 218人) | ○ | | | ▶ |
| ・包括的民間委託の実施 | ----- | | -----▶ | ○ |
| ・八橋下水道終末処理場のあり方に関する検討 | ○ | | | |
| ・浄水場の整理・統合 | ----- | -----▶ | ○ | |

(5) 大森山動物園会計のあり方の検討

公園と一体化した大森山自然動物公園構想を見据え、特別会計としてのあり方を検討する。

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 改革の効果 | 公園と動物園の一体的な管理運営により、予算および人員の効率化が図られる。 |
|-------|--------------------------------------|

| 主な取組 | 実施目標年度 | | | |
|-----------------|--------|-------|--------|-----|
| | H23 | H24 | H25 | H26 |
| ・特別会計としてのあり方の検討 | ----- | ----- | -----▶ | ○ |

³⁴ 包括的民間委託

現在、個別に委託している施設の維持管理や料金に関連する業務などについて、コストの縮減や効率化を図るため、業務の内容や関連性などを考慮しながら、複数の業務を一括して業者に委託すること。

第3 資料

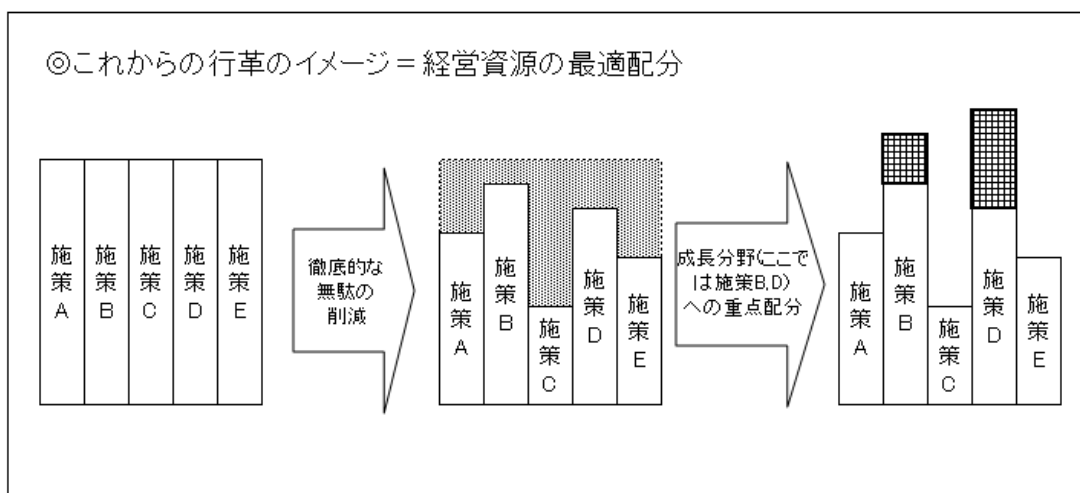
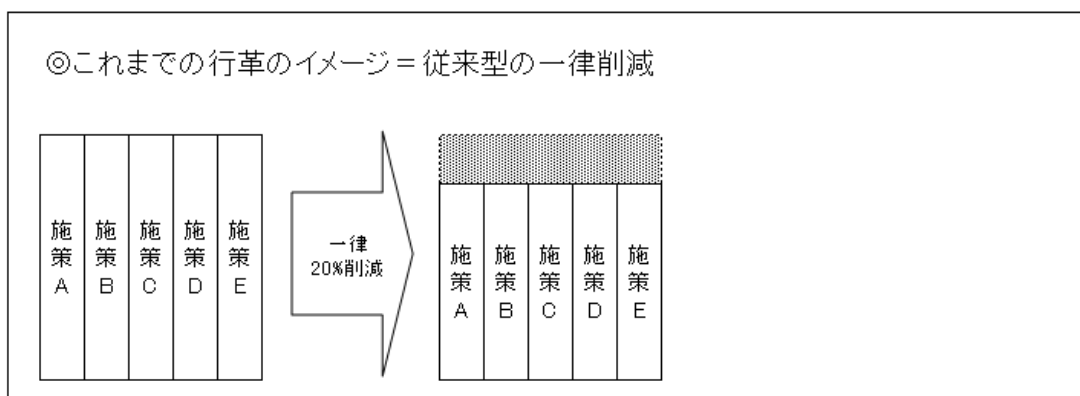
1 本大綱におけるキーワード

(1) 経営資源の最適配分

これまでの行革では、予算や人員など投入資源の削減といったコストカットを主眼とした効率性の追求が強調されてきた。

これに対し、これからの行革では、こうした従来型の一律削減による効率のみを追求する行革ではなく、限られた資源(予算・人員)を有効活用し、総合計画に掲げる基本理念の実現を通じて、市民サービスのさらなる向上を図ることが基本となる。

このため、市が実施している事務事業について、必要性、有効性、効率性、経済性の観点から改めて点検し、徹底的な無駄の削減を行う一方で、成長戦略として位置づける施策には重点配分するなど、選択と集中による経営資源の最適配分を図りながら、改革の成果を最大限市民に還元できるよう取り組むこととしているものである。



(2) 新しい公共の推進

ア 「新しい公共」とは

少子高齢化や都市化・核家族化などの進行により、行政の役割が肥大化しつつあるが、これまでのような行政を中心とした公共サービスの提供には、経営資源の制約等により限界がある。

将来にわたって公共サービスの維持、向上を図るためには、もはや公共を行政のみによって担うという考え方（＝「従来の公共」）から脱し、住民やNPO、民間企業等のさまざまな主体が協働、連携しながら公共サービスを提供する仕組みを構築していく必要がある。こうした多様な主体によって担われる「公共」が、「新しい公共」である。

イ 「新しい公共」の背景とねらい

「新しい公共」の推進については、総務省に設置された「分権型社会に対応した地方組織運営の刷新に関する研究会」が平成17年3月に公表した報告書「分権型社会における自治体経営の刷新戦略 ―新しい公共空間の形成を目指して―」に盛り込まれた考え方を参考としている。

この報告書では、「新しい公共空間」が形成されるまでの過程を、次のように示している。

- ① これまで公共サービスはもっぱら行政が提供してきたので、「行政」と「公共」の領域はほぼ一致していた。
- ② 少子高齢化等の進行に伴う公共サービスの新たな期待が「公共」の範囲を拡大させる一方で、経営資源の制約等により「行政」の守備範囲は相対的に縮小し、「行政」と「公共」の領域にズレが生じてきている。
- ③ この部分について、行政が一定の役割を持ちつつ新たに民間企業や住民等が担うことによって、従来の行政のやり方だけでは対応できなくなった領域や内容のサービス提供が可能となる。

こうした「行政」と「民間」の多角的な協働による公共的サービスの提供により、「公共」が豊かになる一方で、「行政」は行政でなければ対応しえない領域に重点的に対応することで、そこに「新しい公共空間」が形成されるとしている。

本市では、地域における公共サービスを従来のように行政だけが担うのではなく、行政と市民とが連携して担うという新たな仕組みの構築などにより、住民自治の充実を図る必要があるとの認識のもと、平成18年3月に「住民自治の充実を目指して（市民協働・都市内地域分権の推進）」を策定するとともに、地域における様々な課題を市民自らが取り組み、解決していくことができる仕組みづくりを推進しているところである。

ウ 「新しい公共」に取り組む必要性

本市の場合、それぞれの地域において相互扶助やコミュニティはまだ機能していると言えるが、都市化・核家族化や単身世帯の増加による地域への帰属意識の希薄化などにより、市中心部など一部の地域ではコミュニティの機能がすでに低下しつつある。

また、本市の高齢化率は、現在、全国平均と同程度であるが、各地域で中心的役割を担ってきた住民の高齢化により、これまでのような地域活動を継続することが困難になってきている。

今後、このような状況はさらに進行することが見込まれることから、近い将来、多くの地域コミュニティにおいて、その機能が大きく低下するおそれがある。

一方、本市がこれまで進めてきた市民協働の推進等により、市民活動、NPO活動の活発化など公共サービスの提供を住民自らが担うという意識が広がりつつある。

さらに、民間企業においても、企業は社会的存在として、最低限の法令遵守や利益貢献といった責任を果たすだけでなく、市民や地域、社会の顕在的・潜在的な要請に応え、より高い社会貢献を自主的に行うべきであるという認識も高まりつつある。

このようなことから、「新しい公共」が地域社会にしっかりと根付くよう、一層その環境づくりに取り組んでいく必要があると考える。

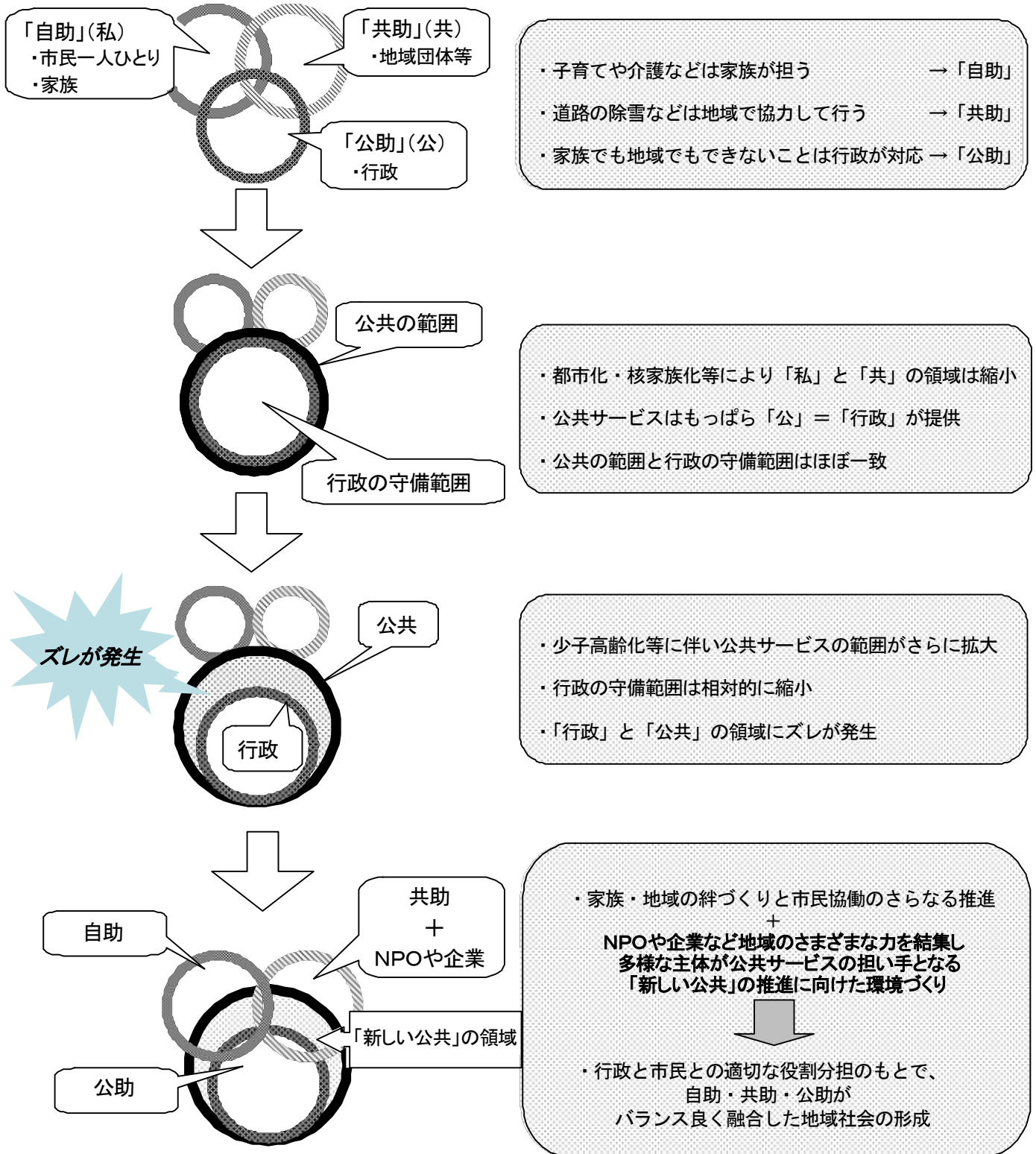
エ 今後の方向性

本市には、人と人とのつながりや地域のコミュニティ機能がまだ残っており、「新しい公共」を進めるための土壌がある。将来に向けて地域社会をより豊かなものとするためには、この土壌をさらに耕し、「新しい公共」を着実に育てていかなければならない。

まだ危機的状況にあるとは言えないが、行政、市民や地域社会ともに余力がある今こそ取り組むべきときと考える。

これまで進めてきた家族・地域の絆づくりと市民協働のさらなる推進に加え、NPOや企業など地域のさまざまな力を結集し、多様な主体が公共サービスの担い手となる「新しい公共」の推進に向けた環境づくりに、重点的に取り組むこととしたものである。

新しい公共の推進(イメージ)



[参 考]

▼「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月29日・総務省）より抜粋

これまで行政が主として提供してきた公共サービスについても、今後は、地域において住民団体をはじめNPOや企業等の多様な主体が提供する多面的な仕組みを整えていく必要がある。これからの地方公共団体は、地域のさまざまな力を結集し、「新しい公共空間^{*}」を形成するための戦略本部となり、行政自らが担う役割を重点化していくことが求められている。

※新しい公共空間とは

「官」（行政）により提供されてきた「公共サービス」（＝生活するうえで必要であるが、個人では解決・調達できないサービス）と「公共的サービス」（＝「公共サービス」とまでは言い切れないが、個人での解決・調達に委ねることも困難であるサービス）の中にも、電気、ガス、公共交通やボランティア、PTA活動のように「民」によって担われるものもあります。さらに、子育てや介護のように以前は家庭内で完結していたサービスが、家族構成の変化等により家庭で完結することがむずかしくなり、それに代わって「官」が関与する形で提供されるようになったように、社会経済情勢の変化に伴い、私的活動であったものが「公共的サービス」などに変わることによって「公共」（＝「公共サービス」及び「公共的サービス」の両方を指す）の守備範囲が拡大しています。

このような状況の中で、公共的サービスの提供主体となり得る意欲と能力を備えた多様な主体（住民団体、NPO、企業等）が、先進的、開拓的、創造的に「公共」を担う仕組みの萌芽が見られます。

この多面的な主体により担われる「公共」が「新しい公共空間」と言われています。

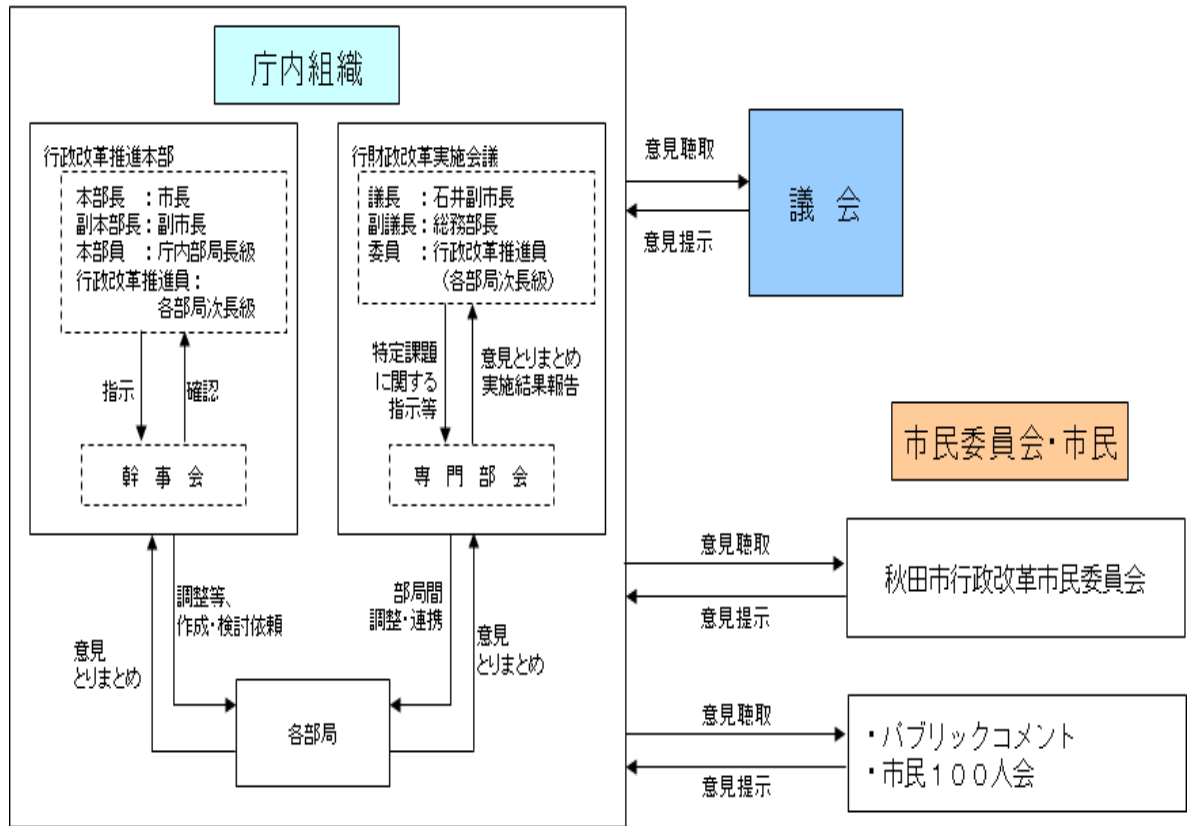
2 これまでの行政改革大綱

| 策定時期 | 計画期間 | 名称 |
|----------|--------------------|--------------------------------|
| 昭和60年12月 | 昭和60年度～昭和63年度（4年間） | 秋田市行政改革大綱 |
| 平成7年11月 | 平成8年度～平成12年度（5年間） | 秋田市行政改革大綱 |
| 平成11年3月 | 平成11年度～平成15年度（5年間） | 新秋田市行政改革大綱 |
| 平成15年3月 | 平成15年度～平成17年度（3年間） | 第3次秋田市行政改革大綱 |
| 平成18年3月 | 平成18年度～平成22年度（5年間） | 第4次秋田市行政改革大綱 |
| 平成23年1月 | 平成23年度～平成26年度（4年間） | 県都『あきた』改革プラン (第5次秋田市行政改革大綱) |

3 本大綱の策定経過

| 時期 | 庁内委員会 (行政改革推進本部会議、 行財政改革実施会議) | 秋田市行政改革 市民委員会 | 市民公聴 | 市議会 |
|-----------|--|---|--|--|
| 22年 2月 | (2/23) 推進本部会議① ・庁内推進体制および策 定概略スケジュールの 検討 | | | |
| 4月 | (4/8) 実施会議① ・策定に当たっての基本 的な考え方の提示 ・専門部会の設置の検討 | | | |
| 5月 | (5/25) 実施会議② ・策定に当たっての基本 的な考え方の提示 ・実施項目の提示 ・専門部会での協議結果 の審議 | | | |
| 6月 | (6/3) 推進本部会議② ・策定に当たっての基本 的な考え方の検討 | | | (6/21) 総務委員会 ・策定に当たって の基本的な考 え方の提示 |
| 7月 | (7/20) 実施会議③ ・専門部会の取組内容等 の確認 | (7/21) 市民委員会① ・策定に当たっての基 本的な考え方の提示 | | |
| 8月 | (8/31) 推進本部会議③ ・素案の検討 | (8/11) 市民委員会② ・素案の検討 | | |
| 9月 | | | | (9/27) 総務委員会 ・素案の提示 |
| 10月 | | (10/19) 市民委員会③ ・原案の検討 | (10/18) パブリックコメン ト、市民100人会か らの意見募集実施 ・原案について | |
| 11月 | | (11/10) 市民委員会④ ・修正原案の検討 | | (11/9) 総務委員会 ・原案の提示 |
| 12月 | (12/1) 推進本部会議④ ・県都『あきた』改革プ ラン案の検討 | | | (12/16) 総務委員会 ・県都『あきた』 改革プラン案 の提示 |
| 23年 1月 | 確 定 ・ 公 表 | | | |

4 策定体制
 (1) 策定体制



(2) 秋田市行政改革市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会経済情勢の更なる変化に対応する改革の指針となる、新たな行政改革大綱の策定に当たって、市民の意見を反映させるため、秋田市行政改革市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定に関し、提言を行うこと。
- (2) その他行政改革に係る必要な事項に関し、審議すること。

(組織)

第3条 委員会は、市長が委嘱する委員10名以内で組織する。

- 2 委員の任期は、平成23年3月31日までとする。
- 3 委員会に、委員長および副委員長を置き、委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて市長が招集し、委員長がその議長となる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、総務部総務課に置く。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月14日から施行する。

秋田市行政改革市民委員会 委員名簿

【敬称略・五十音順】

| 委員氏名 | 所属、役職等 |
|-----------|------------------------------|
| 市 川 博 也 | 国際教養大学 教授 グローバル・ビジネス課程長 |
| ◎ 岩 本 孝 一 | 秋田商工会議所 専務理事 |
| 小 国 輝 也 | (株) 菓子舗榮太楼 代表取締役社長 |
| 菊 地 隆 | 山岡工業(株) 取締役管工事部長 (公募市民) |
| 国 安 忍 | 社会保険労務士・産業カウンセラー |
| ○ 小 西 知 子 | 特定非営利活動法人 あきたNPOコアセンター理事長 |
| 福 岡 真理子 | 特定非営利活動法人 環境あきた県民フォーラム事務局長代行 |
| 堀 川 隆 三 | 連合秋田中央地域協議会 事務局長 |
| 渡 部 永 和 | (株) 秋田魁新報社 論説委員 |

◎委員長 ○副委員長

任期：平成22年7月21日～23年3月31日

(3) 秋田市行政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、秋田市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定および進行管理に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長および本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、次の職にある者をもって充てる。

教育長、総務部長、企画調整部長、財政部長、市民生活部長、地域振興部長、福祉保健部長、保健所長、環境部長、商工部長、農林部長、建設部長、都市整備部長、市勢活性化推進本部長、秋田公立美術工芸短期大学事務局長、市立秋田総合病院事務局長、会計管理者、議会事務局長、上下水道事業管理者および消防長

(本部長および副本部長)

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、石井副市長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要に応じて本部員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(行政改革推進員)

第6条 本部に、本部員を補佐し、各部局内の調整や他の部局との連携などを行わせるほか、行政改革の推進に当たっての重要事項について実務上必要な対応を行わせるため、行政改革推進員を置く。

- 2 行政改革推進員は、本部長が命じた職員をもって充てる。

(幹事会)

第7条 本部に、行政改革大綱の進行管理等を行うため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、幹事長および幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、総務部次長をもって充てる。
- 4 幹事は、次の職にある者をもって充てる。

総務部総務課長、企画調整部企画調整課長、財政部財政課長、市民生活部生活総務課長、地域振興部地域振興課長、福祉保健部福祉総務課長、保健所保健総務課長、環境部環境総務課長、商工部商工労働課長、農林部農林総務課長、建設部建設総務課長、都市整備部都市総務課長、市勢活性化推進本部副参事、秋田公立美術工芸短期大学事務局長総務課長、市立秋田総合病院事務局総務課長、会計課長、議会事務局総務課長、教育委員会総務課長、上下水道局総務課長および消防本部総務課長

- 5 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。

(事務局)

第8条 本部に事務局を置く。

- 2 事務局長は、総務部総務課長をもって充てる。

3 事務局員は、総務部総務課参事、総務部人事課長、企画調整部企画調整課長、企画調整部企画調整課参事、財政部財政課長をもって充てる。

4 事務局の庶務は、総務部総務課が行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月27日から施行する。

(4) 秋田市行財政改革実施会議設置要綱

(設置)

第1条 行財政改革に関する重要事項を実施するため、秋田市行財政改革実施会議（以下「実施会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 実施会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革に関する重要事項の実施に関すること。
- (2) その他行財政改革の実施のための必要事項に関すること。

(組織)

第3条 実施会議は、議長、副議長および委員をもって組織する。

- 2 議長は、石井副市長をもって充て、副議長は、総務部長をもって充てる。
- 3 委員は、秋田市行政改革推進本部設置要綱（平成7年3月20日市長決裁）第6条の規定により、行政改革推進員（以下「推進員」という。）を命じられた者をもって充てる。

(議長および副議長)

第4条 議長は、実施会議を統括する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 実施会議は、議長が招集し、その議長となる。

- 2 会議の出席者は、協議事項に応じて議長が指名する。
- 3 議長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(専門部会)

第6条 実施会議に、行財政改革の特定課題を解決するため、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、部会長、副部会長および部会員をもって組織する。
- 3 専門部会の名称および所掌事項は、別表のとおりとする。
- 4 部会長および副部会長は、議長が指名する職員をもって充て、部会員は、部会長が指名する職員をもって充てる。
- 5 専門部会は、部会長が招集し、その議長となる。
- 6 部会長は、必要に応じて部会員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 7 部会長は、部会の協議結果を実施会議の議長に報告するものとする。
- 8 専門部会の事務局は、部会長が所属する部局の担当課所室に置く。

(事務局)

第7条 実施会議に事務局を置く。

- 2 事務局長は、総務部次長をもって充てる。
- 3 事務局員は、総務部総務課長、総務部総務課参事、総務部人事課長、企画調整部企画調整課長、企画調整部企画調整課参事、財政部財政課長をもって充てる。
- 4 事務局の庶務は、総務部総務課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 15 日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 行政改革推進庁内協議会設置要綱（平成 11 年 4 月 1 日市長決裁）
 - (2) 受益と負担の適正化検討委員会設置要綱（平成 18 年 12 月 12 日市長決裁）
 - (3) 秋田市公共施設利活用検討委員会設置要綱（平成 21 年 11 月 18 日市長決裁）

別表（第 6 条関係）

| 専門部会の名称 | 留意事項 |
|------------------|---|
| 事務事業見直し専門部会 | (1) 成長分野に対応した事務事業評価の実施に関する事 (2) その他事務事業の見直しに関する事。 |
| 組織機構見直し専門部会 | (1) 組織機構および職務権限の見直しに関する事。 (2) 職員数の適正化に関する事。 |
| 市民サービス向上専門部会 | (1) 市民サービスの向上に関する事。 |
| 公共施設の利活用専門部会 | (1) 市の公共施設の利活用に関する事。 (2) 市の公共施設のあり方の検討に関する事。 |
| 受益と負担の適正化専門部会 | (1) 施設使用料および事務手数料の見直しに関する事。 (2) その他受益と負担の適正化に関する事。 |
| 公社・三セクのあり方検討専門部会 | (1) 市出資団体の経営の健全化・合理化に関する事。 (2) 公益法人制度改革への対応に関する事。 |